

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する資金

[平成15年6月11日農林水産省告示第902号]

林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

- 一 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- 二 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 三 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 四 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- 五 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- 六 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
- 七 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 八 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- 九 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

質疑応答

【問】

1号の「立木を伐採し、又は搬出を行うのに必要な資金」には、どのような費用が含まれるのか。

【答】

- 1 「立木を伐採し、又は搬出を行うのに必要な資金」とは、立木の伐採又は搬出を行うのに必要な費用で、具体的には、林業機械・施設の使用料（機械・施設の償却費、整備費、燃料費）、資材費及び作業労賃である。
- 2 この場合、いわゆる集材路の開設又は改良に必要な費用は、本資金の貸付対象になるが、恒久的

な工作物となるような作業路の開設又は改良に必要な費用は、本資金の貸付対象ではない。

- 3 なお、林業機械・施設の使用料や労賃については、自家保有の機械・施設及び自家労働に係る労賃も貸付対象になるところであるが、この場合、自家労働に係る労賃の算出に当たっては、同種の雇用労働に係る平均的な労賃を上回らないものとし、自己保有の機械使用料と併せて各都道府県内における統一的な単価を設定するものとする。

【問】

2号の「森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか。

【答】

- 1 木材価格の低迷、林業経営コストの増大等の林業採算性が悪化する中で、意欲をもって効率的に生産活動に取り組む林業者への施業や経営の集約化が課題とされているところである。
- 2 本資金は、こうした施業や経営の集約化方策の一つとして、意欲ある林業者が森林について長期にわたる賃借権や使用及び収益権を取得する場合に、それに要する経費についてあらかじめ支払うのに必要な資金として、規定しているものである。

【問】

3号の「林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか。

【答】

- 1 林業生産、あるいは木材加工等の分野では、その生産性、品質の向上等を図るために高能率の機械・施設を導入することが課題とされているところである。
- 2 本資金は、こうした機械・施設を導入する方法の一つとして、当該機械等に係る賃借権を取得することにより行う場合に、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金として、規定しているものである。
- 3 なお、機械・施設を短期のリース方式で一時的に導入する場合は、その効果が長期にわたるものではないことから、これに要する資金については、「経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金」と観念できず、本資金の対象ではないことに留意されたい。

【問】

4号の「森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか。

【答】

- 1 森林施業を意欲ある林業者へ集約化するに当たっては、森林所有者が意欲ある林業者へ施業や立

木の管理を長期に委託することが効果的である。

- 2 本資金は、こうした施業等の委託を促進する方策として、森林所有者がそれに要する経費について支払うのに必要な資金として、規定しているものである。
- 3 森林の施業又は立木の管理の具体的な内容としては、間伐、保育その他の施業の実施、巡視、立木の現況把握及び境界保全並びにこれらに必要な管理歩道の開設・改良等の準備作業、台帳類の作成、委託者への報告等を想定している。

【問】

5号の「能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要な資金なのか。

【答】

- 1 林業経営又は木材産業経営の改善を実施するに当たって、能率的な林業・木材産業に係る技術や新たな経営方法を習得することが想定されることが少なくない。
- 2 本資金は、このような研修を受講するために必要な資金として、規定しているものであるが、研修の具体的な内容については、能率的な林業・木材産業に係る技術や経営方法を習得するものであれば特に制約はないものの、林業労働従事者が自らの研修費用を借り入れる場合は、林業又は木材産業経営の改善に伴うものではないことから、貸付対象にならないことに留意する必要がある。

【問】

6号の「林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか。

【答】

- 1 林業経営又は木材産業経営の改善を実施するに当たって、その専門的知識を有する者の助言又は指導を受けることが想定されることが少なくない。
- 2 本資金は、新たな事業の開始あるいは生産方式等の導入に当たり、必要となる専門的知識についてコンサルタントの指導を受けるために必要な資金として、規定しているものであり、コンサルタントの指導の具体的な内容は、新たな事業の開始あるいは生産方式等の導入に伴い必要となる専門的なものであれば特に制約はない。

【問】

7号の「林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか。

【答】

- 1 林業経営又は木材産業経営の改善を実施するに当たっては、そのための調査や通信・情報処理機材を導入することが必要な場合がある。
- 2 本資金は、このような取組に必要となる資金として、規定しているものであるが、具体的な貸付

対象としては、

- (1) 経営改善に必要な調査については、森林調査、需要調査等
- (2) 通信・情報処理機材については、パソコン・オフコン、その周辺器機、そのハードを稼働させるためのソフト（OS等）、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要なソフト等の取得である。

【問】

8号の「営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金」とは、具体的にどのような取組に必要となる資金なのか、また、森林認証の取得費用は8号で読むのか。

【答】

- 1 新たな林産物の生産方式を導入して品質や売上の向上等を図るに当たっては、これを効果的に実施することができる商標権の取得や新たな製品開発のための研究開発が必要な場合がある。
- 2 本資金は、こうした取組を行うに当たっての必要な費用について、営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金として、規定しているものである。
- 3 なお、森林認証については、その取得に要する費用は一時的に発生するものの、林業経営に対する効果はその後しばらくの間発現するものであると考えられ、したがって、こうした費用については、会計処理上、繰り延べ資産に計上し得るものと考えられることから、本資金の貸付け対象になる。

【問】

9号の「その他の費用」とは何か。また、初度的経費の考え方いかん。

【答】

- 1 その他の費用とは、資材費、機械・施設の修理費、検査費等である。
- 2 また、初度的経費とは、林業・木材産業改善措置として機械・施設を導入した場合、資金不足が懸念される事業の立ち上がり期の一定期間における燃料、加工用原料等の資材費その他の費用を対象とする。